

住民投票条例案否決に対する声明

10月9日の市議会で、私たちが提出した「松江市新庁舎建設事業に関する住民投票条例案」が否決されました。市民との対話のために十分な時間をとることの是非を問う住民投票が実現しなかったことを、大変遺憾に思います。

私たちは、民主主義を実現するため、この直接請求を行ないました。その立場から、このたびの市長ならびに市議会の対応には看過できない問題があったと考えます。これからの松江の民主主義のため、ここに指摘しておきます。

1) 市民からの直接請求に対し、「乱暴」「権利の乱用」と市長が発言したこと

市長は、「いろんな手続きが終わってしまった以降に直接請求を出されるということは、ある意味で権利の乱用だ」と述べた。市民の直接請求について、「してよい時期／してはいけない時期」など、法的に定められていない。市長から市民に対して「今は直接請求をしてはいけない」と言うことこそ、首長としての権力の乱用ではないか。まさに権力のおごりである。反省し、発言を撤回していただきたい。

2) 直接請求代表者に対し、参考人招致をしなかったこと

市議会は、私たち請求代表者に、意見陳述の機会を与えたが、質疑を行なう参考人招致はしなかった。つまり、私たち市民との対話を拒んだ。市民との討議もなく採決に進んだ市議会には、不信感が残る。市議会には、なぜ参考人招致をしなかったのか、そしてそれが民主主義という点から問題がなかったのかという点について、あらためて問うていただきたい。

3) 市民に情報を伝え、意見を聞く努力が不足していたこと

私たちが再三指摘したように、市はこの新庁舎建設事業について十分な情報を市民に伝えておらず、市民が議論に参加する機会をつくる努力が不足していた。市はこれを否定するが、多くの市民が知らなかったと言っている以上、この事実は重く受け止めるべきである。そして、深く反省し、改善していただきたい。

現状のまま新庁舎建設が開始されることについて、市民の納得と合意は果たして得られているのでしょうか。この点に対する市や議会の考え方は、討論を通じてもついに示されることはありませんでした。市議会の討論においては、「住民投票をせずとも住民アンケートなどで市民の意向を確認することは可能」という発言もありました。そうであるならば、市民の納得と合意形成について、少なくとも市民アンケートなどにより市や議会として検証するべきです。この点を強く求めていきます。

住民投票は実現しませんでした。統治に直接関わる者が自分の思う政策を進めるため、異論の声を防いだり押さえ込んだりするような市政にならぬよう、私たちはいつでも「待った」とうったえます。市には今後、さまざまな市民の声を聞く機会を積極的につくっていただくことを求めます。

2020年10月12日

松江市民のための新庁舎建設を求める会